

健 発 0906 第 7 号
令和 4 年 9 月 6 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 市 町 村 長 |
| 特 別 区 長 |

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 296 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）附則第 7 項（※）を改正し、12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第 7 項においては、現行規定上、以下の者を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 9 条の適用対象から除外することとしている。

- ・ 12 歳未満の者
- ・ 12 歳以上 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたもの

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 9 月 6 日）